

## 令和6年度さいたま市市民活動及び協働の推進助成金 一般助成事業にかかる審査・選考方法

### 1 目的

この審査・選考方法は、さいたま市市民活動及び協働の推進助成金一般助成事業の目的にふさわしい事業を選考するため、必要な事項等を定める。

### 2 審査・選考方法

さいたま市市民活動推進委員会（以下、「委員会」と言う。）は、以下の第一次審査及び第二次審査により、事業を選考する。ただし、委員会において、当該事業に応募した市民活動団体の役員の職にある者は、応募事業に係る審査には加わることができない。

#### (1) 第一次審査（第6回委員会）

審査は公開とし、会議に出席する委員により、以下の方法で行うものとする。

#### [審査の方法]

審査は、以下の方法で行うものとする。

- ① 委員は、「資料1（さいたま市市民活動及び協働の推進助成金一般助成事業申請一覧）」を読み、審査基準（本資料の表1）に基づく5段階（本資料の表2）で評価した点数及び意見（優れている点、見直しの必要がある点など）を「資料3（別紙1）」に記入し、事務局へ提出する。

また、事業に対する疑義及び質問等がある場合は、「資料4（さいたま市市民活動及び協働の推進助成金一般助成事業質問表）」に記入のうえ、提出する。なお、質問に対する回答は第二次審査の資料とする。

提出の期日：令和6年2月20日（火）

提出方法：郵送、FAX、Eメール

- ② 事務局は、委員の合計した点数及び意見を「別紙2」にまとめる。「別紙2」は無記名とし公開する。

※「別紙2」は③の会議に出席する委員のみの点数及び意見を集計する。

- ③ 審査は、委員会の合議により行う。原則として合計点数の高いものから第一次審査通過事業として選考し、合計点数の少ない第一次審査事業には、「別紙1」に記載された意見を集約した選考理由を付して決定する（別紙3）。

委員会  
開催前  
作業

委員会  
当日

## [審査資料]

○資料1 「さいたま市市民活動及び協働の推進助成金一般助成事業申請一覧」  
(フラットファイル)

- ・さいたま市市民活動及び協働の推進助成金一般助成事業計画書
- ・マッチングファンド助成金一般助成事業意見書

表1 審査基準

社会貢献性	課題への解決の取り組みが、団体の活動趣旨に沿っており、地域又は社会にとって必要性が高く、広く市民に成果が還元される公益性の高い事業か。
発展性	多数の市民の参加があり、新たな市民活動が生まれるなどの波及効果が期待でき、市民活動が活発化するか。 事業の実施を通して新たなノウハウを獲得し、事業終了後も継続的な活動が期待でき、団体の活動の発展につながるか。
先進性	先駆的、先進的であり、団体の特性を活かした事業か。
実現可能性	実施可能な方法、計画で立案されており、期間内に確実に終了できるか。
経費の適正性	事業を実施する経費が適正に計上されているか。 資金計画が現実的で適切か。
組織体制	団体に、立案した事業計画を遂行できる専門性や経験があり、責任を持って事業を実施する体制が確立されているか。
協働の必要性	課題解決のために協働という手法が必要とされているか。また、協働することにより、事業の相乗効果・波及効果が期待できるか。

表2 段階評価

優れている 5点	やや優れている 4点	普通 3点	やや劣っている 2点	劣っている 1点
-------------	---------------	----------	---------------	-------------

## (2) 第二次審査（第7回委員会）

審査は公開とし、会議に出席する委員により行うものとする。公開プレゼンテーション及び審査は以下の方法で行う。

### [審査の方法]

審査は、以下の方法で行うものとする。

- ① 市民活動団体による事業のプレゼンテーションを行う。所要時間は1団体あたり12分（準備1分、説明5分、質問5分、片付け1分）とし、市関係課も参加する。
- ② 委員は、①のプレゼンテーション、第一次審査の結果、参考資料等により総合評価を行い、マッチングファンド助成事業にふさわしい事業について、「別紙4」に無記名投票（○印）をする。
- ③ 委員全員の投票を「別紙5」により合計する。「別紙5」は無記名とし、公開する。
- ④ 原則として、投票数の多い順に、予算の範囲内で事業を選考する。
- ⑤ 審査結果は、「別紙6」により講評を行うとともに必要に応じて意見を付すものとする。
- ⑥ 市は、決定について申請者へ通知するものとし、不採択と決定した場合には、理由を付すものとする。

### [参考資料]

- 「さいたま市市民活動及び協働の推進助成金一般助成事業 質問に対する回答」